

国立大学法人大分大学病児保育室規程

平成25年3月26日制定

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人大分大学法人規則（平成18年規則第4号）第8条の2の規定に基づき、国立大学法人大分大学に、職員等の病児の保育を行うために設置する国立大学法人大分大学病児保育室（以下「病児保育室」という。）に関し必要な事項を定める。

(病児保育室長)

第2条 病児保育室に室長を置き、医学部附属病院長をもって充てる。

2 室長は、病児保育室の管理運営に関する業務を掌理する。

(運営委員会)

第3条 病児保育室に、病児保育室の管理運営に関する事項を審議するため、国立大学法人大分大学病児保育室運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第4条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 病児保育室の予算及び決算に関する事項
- (2) 病児保育室の管理運営に関する事項
- (3) 病児保育室の利用に関する事項
- (4) その他病児保育室に関し必要な事項

(組織)

第5条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 病児保育室長
- (2) 小児科の科長若しくは副科長又は病棟医長 1人
- (3) 看護部長
- (4) 男女共同参画推進室長
- (5) 医学・病院事務部長
- (6) その他委員長が必要と認めた者

(任期)

第6条 前条第6号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第7条 委員会に委員長を置き、病児保育室長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(会議)

第8条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ議事を開くことができない。

- 2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(代理出席)

第9条 第5条第2号から第6号までの委員が、事故等やむを得ない事由により委員会に出席できないときは、あらかじめ委員長の承認を得て、当該委員が指名した代理者を委員会に出席させることができる。

(委員以外の者の出席)

第10条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(業務の委託)

第11条 保育に係る業務は、託児事業者に委託することができる。

(事務)

第12条 病児保育室の管理運営及び委員会に係る事務は、医学・病院事務部総務課において処理する。

(雑則)

第13条 この規程に定めるもののほか、病児保育室の管理運営及び利用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則 (平成25年規程第21号)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。